



# 太田市災害廃棄物処理計画【概要版】

## 1. 計画策定の背景・目的

太田市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、太田市における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実現を目指すものである。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、近年多発する大規模災害で得られた知見をもとに策定された「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づくとともに「廃棄物処理法」、「環境大臣基本方針」、「太田市地域防災計画」、「群馬県災害廃棄物処理計画」等と相互に整合を図りつつ策定するものであり、関係法令を含む本計画の位置付けは図 2-1 に示すとおりである。

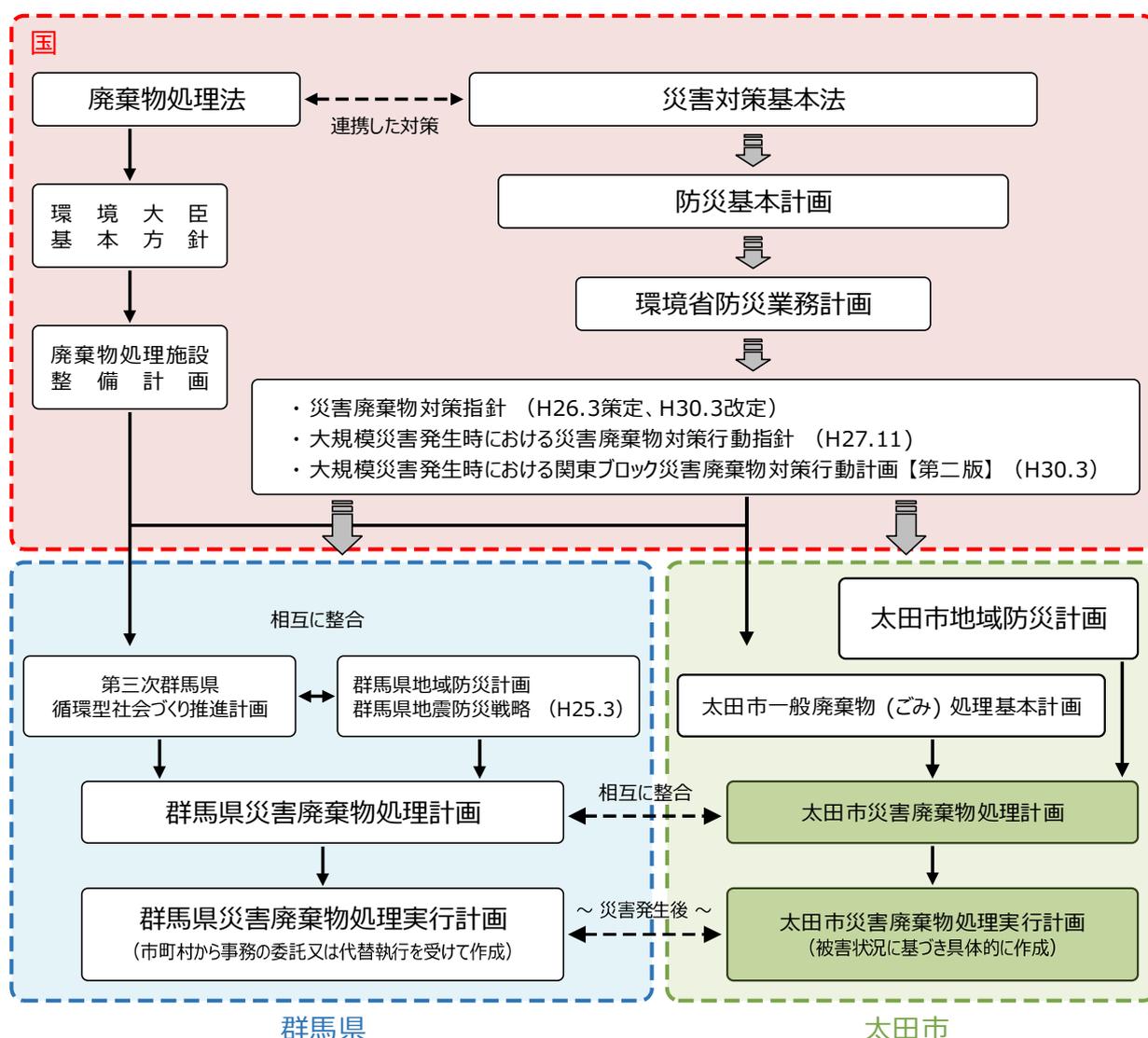


図 2-1 計画の位置付け

## 3. 想定災害及び災害廃棄物の発生量

「群馬県地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 6 月 群馬県）及び「太田市地域防災計画」（2023 年 4 月 太田市防災会議）で想定する災害は、**地震災害**を想定している。

表 3-1 想定地震

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端深さ (km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

表 3-2 災害廃棄物量発生量の推計結果

単位：m<sup>3</sup>

種 類	関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
可燃物	220,067	622,737	142
不燃物	280,087	792,575	179
コンクリートがら	431,214	1,220,230	277
金属くず	29,212	82,664	18
柱角材	60,018	169,838	38
合 計	1,020,598	2,888,044	654

#### 4. 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、表 4-1 及び表 4-2 に示すとおりとする。

表 4-1 対象とする廃棄物（災害によって発生）

種 類	備 考
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電*	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車*	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
その他	腐敗性廃棄物（畳、被災冷蔵庫等から排出される食品、食品工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、石膏ボード、タイヤ等

\*リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づき処理を行う。

表 4-2 対象とする廃棄物（被災者や避難者の生活に伴い発生）

種 類	備 考
生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出されるくみ取りし尿

注) 平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。

## 5. 災害廃棄物の処理方針

### <基本方針>

- ・ 処理期間：大規模災害時においても、最長で3年以内の処理完了を目指す。ただし、被災状況に応じて柔軟に目標期間を設定する。期間設定においては、復旧・復興計画と整合を図りつつ、県をはじめとする関係機関とも調整する。
- ・ 処理方法：処理期間、経済性等を考慮した上で、可能な限り最終処分量を削減し再資源化を図る。
- ・ 処理施設：市内施設を最大限活用する。不足する場合は、広域処理を含め、県を通じて他の自治体や民間事業者と協力を要請する。

## 6. 災害廃棄物の処理スケジュール

災害廃棄物の処理スケジュールは、実際の被害状況を踏まえ、緊急性が高いものを優先する。

実際の被害状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員の被災状況、廃棄物の処分に関する民間事業者の被災状況</li> <li>② 片づけごみの排出状況</li> <li>③ 撤去（必要に応じて解体）が必要な損壊家屋等の棟数</li> <li>④ 災害廃棄物の性状毎の排出量</li> <li>⑤ 処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量など</li> </ul>
緊急性の高いもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路障害物の撤去</li> <li>② 仮設トイレ等のし尿処理</li> <li>③ 有害廃棄物・危険物の回収（回収後、早期に処理が必要）</li> <li>④ 倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）</li> <li>⑤ 腐敗性廃棄物の処理</li> </ul>

## 7. 組織及び協力支援体制

「太田市地域防災計画」（2023年4月 太田市防災会議）にもとづき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、応急対策の活動体制を迅速かつ的確に確立するため、**太田市災害対策本部**が設置される。

災害廃棄物処理を行う際は、太田市災害対策本部の設置後、被災状況や災害廃棄物の発生状況に応じて**清掃事業班**を組織する。

清掃事業班は、状況変化に応じて関連する部局と協力体制を構築し、迅速かつ適切に災害廃棄物処理対応を行う。

災害対策本部の組織体制は図 7-1 に示すとおりである。

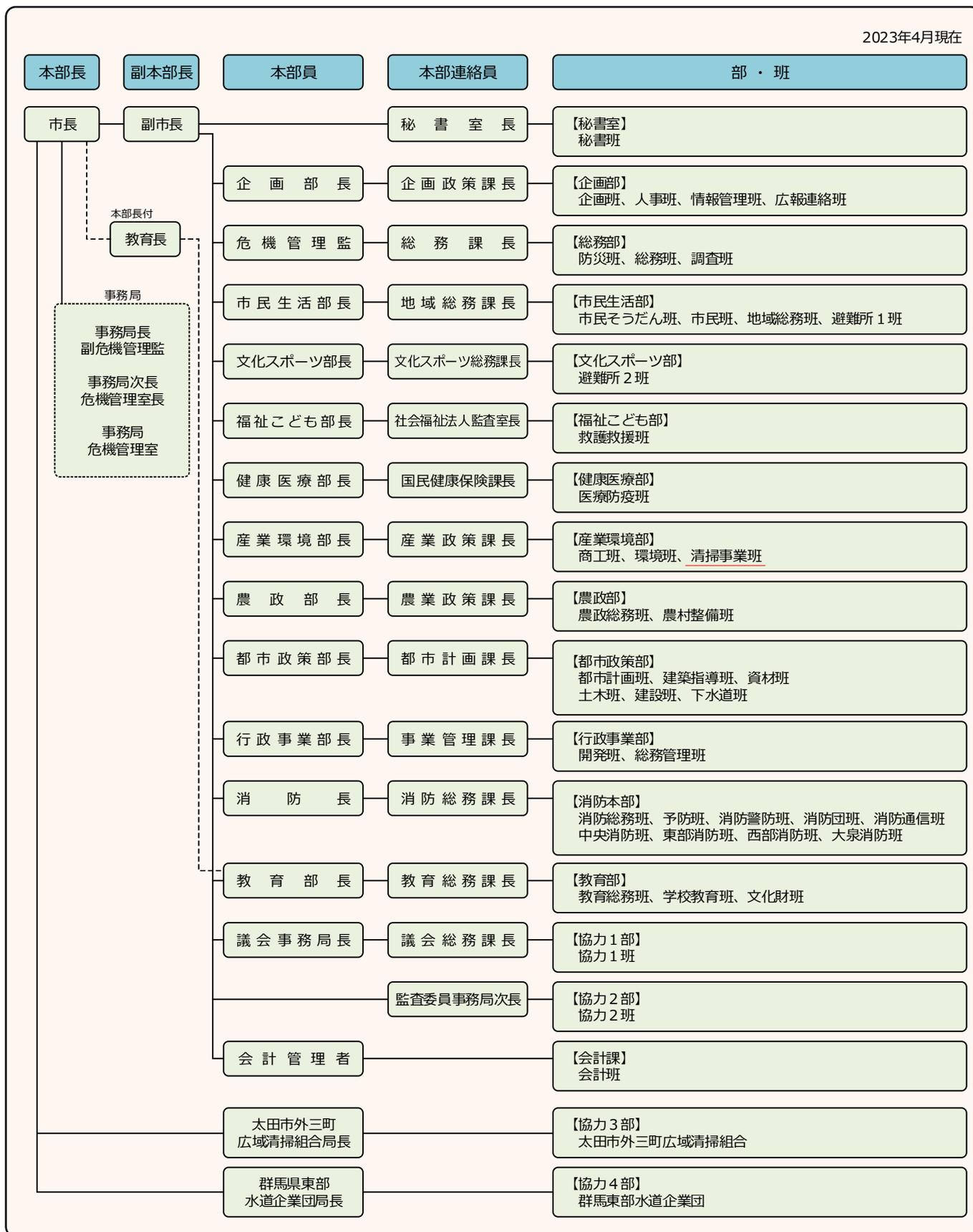


図 7-1 災害対策本部組織図

【支援・協力体制】

●自衛隊・警察・消防との連携

自衛隊・警察・消防は、発災初動期においては、まず人命救助を最優先とするため、その活動を第一とする。迅速な人命救助やライフライン復旧のために、道路上の災害廃棄物を撤去等する際には、自衛隊や警察、消防、道路部局等、さまざまな部局等が関係するため、情報の一元化の観点から「災害対策本部」と調整した上で連携する。

●県及び国の支援

大規模災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に備え、県内全市町村及び清掃関係一部事務組合との間で「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」が平成20年4月1日付けで締結され、災害発生時の支援協力体制が構築されている。

●地方公共団体による支援（災害時における他の都道府県・市町村等との包括的な応援協定に基づく支援）

被災市町村が県に対して応援要請をした場合、または被災状況を鑑みて必要と判断される場合、県は他の都道府県等と締結している応援協定に基づき支援を行う。

表 7-1 群馬県の応援協定一覧

名称	締結先	要請先
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	カバード県（太字の県）ひとつ
災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県五県相互応援に関する協定	福島県、茨城県、栃木県、新潟県	応援総括県
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	埼玉県、新潟県	
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全都道府県	関東ブロックの幹事都県

●民間業者との連携

発災時には、災害協定を締結している建設業者団体、一般廃棄物処理業者団体や産業廃棄物処理業者団体等に協力・支援要請を行うほか、県が締結している民間業者団体と災害協定の活用を検討する。

表 7-2 本市の災害廃棄物に関する協定一覧

名称	締結先	名称	締結先
災害時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等に関する協定書	太田広域一般廃棄物事業協同組合	一時保管及び処分等に関する協定書	株式会社ログ
	佐々木商事(株)		株式会社クツカタ
	(株)吉田商事		明盛宏産株式会社
	(株)イトウ		有限会社半藤油脂
	トネリサイクルシステム(株)		群桐工コロ株式会社
	(有)環境浄化センター		東金属株式会社
	(有)ニイサトエコー		黒田興産株式会社（太田支店）
	太田市環境整備事業協同組合		株式会社サニックス
	(有)赤澤商会		
	沢口運輸(株)		
	針谷化成(株)		
	佐波新田清掃(株)		
	(株)コグレ		
	(有)サンシルバー		
	太田市エコネット事業協同組合		
	(株)横田商事		
	アイ・テック(株)		
	(株)ログ		
(有)ヨコタイントラスト太田（H27.2.28 廃業）			

平成30年2月15日現在

平成30年1月1日現在

●ボランティアとの連携

発災後の復旧・復興においては、ボランティアの活動が大きな役割を担う。ボランティアの受け入れについては、担当部局や社会福祉協議会と連携し、円滑な受け入れ体制の構築を図る。

## 8. 避難所ごみ・生活ごみの収集、処理・処分

生活ごみについては、災害発生時においても在宅被災者による生活ごみが発生する。周知不足による混乱を避けるため、分別は平時と同じとすることを基本とし、収集体制の確保を優先する。

避難所に対しては、可能な限り平時の分別を行うよう周知する。なお、処理施設や収集体制の状況により、平時の分別による収集が困難になる場合は、避難所ごみ専用の分別を指定し、衛生面に支障の出るごみを優先して収集する。

避難所ごみ及び生活ごみの想定地震ごとの発生量の推計を表 8-1 に示す。

避難所ごみ及び生活ごみの収集は、早期に開始し衛生状態を保てるよう、収集業者の被災状況を確認し収集体制を整えるとともに、市及び県の協定締結先に対して協力を要請するなどして速やかに収集運搬車両を確保する。

表 8-1 避難所ごみ・生活ごみの発生量の推計結果

	関東平野北西縁断層帯主部			太田断層		
	直後	1 日後	1 か月後	直後	1 日後	1 か月後
避難ごみの発生量 (t)	17.7	39.3	17.7	44.1	65.9	44.1
生活ごみの発生量 (t)	141.5	119.9	141.5	114.8	93.0	114.8

※推計値は令和 2 年度末現在

## 9. 仮設トイレ等のし尿収集、処理・処分

災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、発災初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないよう、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄数を把握しておく。想定地震ごとの仮設トイレの必要設置数の推計を表 9-1 に示す。

し尿の収集運搬については、市はバキューム車を保有していないため、市内の許可業者を始め、他の地方公共団体や民間事業者団体の応援・協力を得て必要台数を確保する。

仮設トイレの設置後は、設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

し尿の収集・処理ができない場合は、他の地方公共団体や民間事業者団体に支援要請し、し尿の収集運搬・処理体制を確立する。

表 9-1 仮設トイレの必要設置数の推計結果

	関東平野北西縁断層帯主部			太田断層		
	直後	1 日後	1 か月後	直後	1 日後	1 か月後
し尿処理必要量 (L)	167,323	152,227	57,371	226,507	223,441	117,645
仮設トイレの必要基数 (基)	1,142	1,056	318	1,699	1,602	791

※推計値は令和 2 年度末現在

## 10. 仮置場

仮置場は、個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため被災家屋等から災害廃棄物を被災地内において仮に集積する「臨時仮置場」と、災害廃棄物の選別・保管を行う「一次仮置場」、「二次仮置場」で選別した災害廃棄物の再選別・保管を行う「二次仮置場」に分けて設置する。

表 10-1 仮置場の定義

名称	定義	留意事項等
臨時仮置場	・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所とする。	・設置期間は、一次仮置場に搬出されるまで（数か月を目途）
一次仮置場	・処理（リユース・リサイクルを含む）前に臨時仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所とする。	・大型ダンプがアクセスできる通路が必要 ・設置期間は、二次仮置場または中間処理施設への搬入が完了するまで
二次仮置場	・一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。 ・設計及び運用においては、一次仮置場と同様の扱いとしている。	・大型ダンプがアクセスできる通路が必要 ・設置期間は、災害廃棄物処理が完了するまで（3年を目途）

## 1.1. 選別・処理・再資源化

災害廃棄物の種類ごとに留意点に考慮し、処理と再生利用、処分を行う。

表 11-1 災害廃棄物の種類ごとの処理方法・留意事項等

種類		処理方法・留意事項等
可燃物	分別可能	家屋解体廃棄物、畳・家具類は木材等を分別し、再資源化する。塩化ビニル製品は再生利用が望ましい。
	分別不可	脱塩・破碎後、埋立て等を行う。
混合廃棄物		有害廃棄物や危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリートから、金属くずなどを抜き出し、さらに土砂の分離後、破碎・選別（磁力選別、比重差選別、手選別など）を行う。
木くず		破碎・選別・洗浄等を実施し、再資源化する（製紙原料、燃料チップ等）。
金属くず		有価物として売却する。
コンクリートから		破碎・選別し、土木資材等として再資源化する（路盤材、埋立柱、骨材等）。
家電	家電リサイクル法対象製品	破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡して再生利用する。
	その他の家電製品	携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電子レンジ等の小型家電リサイクル法の対象物については、同法の認定業者に引き渡して再生利用する。
廃畳		破碎後に焼却処分する。畳は自然発火による火災原因となりやすいため、高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
廃タイヤ類		火災等に注意のうえ、再資源化する。
石綿含有廃棄物		石綿含有廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・適正処理困難物		飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。
廃自動車等・廃船舶		廃自動車は、自動車リサイクル法に基づき再生利用する所有者または自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す。廃船舶は、FRP船リサイクルシステム等により処理する。
太陽光発電設備蓄電池		太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、感電の恐れがある場合は不注意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
腐敗性廃棄物		水産加工品などの腐敗性の強い廃棄物は、可能な限り早い段階で焼却する。また、焼却処分までに腐敗が進行するおそれがある場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布等を行う。
貴重品・思い出の品		貴重品については警察に引き渡す。位牌・アルバムなど所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

